

取引参加者の遵守事項（その他の取引ルール）

項目	内容	定める理由
受託拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目について、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、業務規程に定める理由(※)がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。 <p>※施設の受入能力を超える場合、当該市場以外の場所における売買取引の残品であることが明白な場合、委託の申込みが暴力団等反社会的勢力によるものである場合など、引き受けを拒否できる場合の理由を明記。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出荷者の安定的な販路を確保するため。
第三者販売	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目について、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することにならないときは、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができます。 <p>【現在、第三者販売は原則禁止。例外として、業務規程に定める場合のみ第三者販売が可能。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引の自由度を高めるとともに、市場間連携などの流通の効率化を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、第三者販売をしたときは、開設者に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の実態を把握するため。
自己買受	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目について、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することにならないときは、その者が行う卸売の相手方として取扱品目を買受けることができる。 <p>【現在、自己買受は禁止。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引の実状に応じた柔軟な対応を可能とするため。
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、自己買受をしたときは、開設者に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の実態を把握するため。
買戻し等の制限	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、仲卸業者及び売買参加者から当該卸売に係る取扱品目の販売の委託を引受け、又は買受けてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 循環取引を防止し、公正な取引を確保するため。
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、買戻し等をしたときは、開設者に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の実態を把握するため。
商物分離による卸売	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、効率的な売買取引を行うため、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することにならないときは、取扱品目を市場に持込みずに卸売をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 流通の効率化を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、商物分離による卸売をしたときは、開設者に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の実態を把握するため。

項目	内 容	定める理由
仲卸業者の業務の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、販売の委託を引受けはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場秩序の維持を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から買入れて販売(直荷引きによる販売)してはならない。ただし、仲卸業者の買入れたい取扱品目について卸売業者の集荷が困難な場合で、市場における適正な取引が損なわれることにならないとき、その他開設者が承認したときは、この限りでない。 【現在、直荷引きによる販売は開設者の承認が必要。】 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の取引の自由度を高め、市場の多様な荷捌えを図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・直荷引きによる販売については、その上限枠を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場秩序の維持を図るため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、直荷引きによる販売をしたときは、開設者に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するため及び市場使用料算定のため。
委託手数料の率の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者が委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(消費税額を加えた金額。)に、100分の10以内の率を乗じて得た金額とする。 【現在、委託手数料の率は、規則において100分の10の定率を規定】 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の自由度を高めるとともに、出荷者が安心して取引ができるよう上限を定めるもの。
卸売業者の売買取引の結果等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、売買取引の結果等を開設者に報告しなければならない。 【報告の内容、時期等は規則で定める。】 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するとともに、開設者による公表事項の基礎資料とするため及び市場使用料算定のため。
仲卸業者の売上高及び営業報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、毎月の売上高報告書を開設者に提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引の実態を把握するため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、営業報告書を毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、開設者に提出しなければならない。 【現在、規則で規定している営業報告書の提出を業務規程に規定するとともに、その提出期日を変更。報告書の内容等は規則で定める。】 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務及び財務の状況等を把握するとともに、開設者が都道府県知事に提出する運営状況報告書の基礎資料とするため。